

目的

性別及び性的指向並びに性自認等（以下「性別等」という。）にかかわらず、全ての人が互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、基本理念、市・市民・事業者・教育関係者の責務等について定めるもの。

基本理念

人権の尊重

多様な生き方の選択

政策・方針等決定過程への機会の確保

ワーク・ライフ・バランスの実現

性と生殖に関する理解と尊重

責務

市民（努力義務）

- ◇男女共同参画の理解
- ◇社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ◇市推進施策への協力

事業者（努力義務）

- ◇事業活動における男女共同参画の推進
- ◇雇用上の均等な機会及び待遇の確保
- ◇ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた職場環境整備
- ◇市推進施策への協力

教育関係者（努力義務）

- ◇教育が果たす役割の重要性を認識し教育を実施
- ◇あらゆる教育の場における男女共同参画意識形成の取組の実施
- ◇市推進施策への協力

禁止事項

- ◇性別等による人権侵害（DV・性別等によるハラスメント・差別的取扱など）
- ◇性別等による人権侵害に当たる表現，固定的な役割分担を反映させた表現

市（実施義務）

- ◇男女共同参画の推進施策の策定と実施
- ◇市民，事業者，教育関係者，国・他自治体等との連携

基本体制(市)

- ◇男女共同参画計画の策定と公表
- ◇施策の実施状況の公表
- ◇全庁推進体制の整備

基本的施策(市)

- ◇情報収集と提供
- ◇施策策定及び実施時の基本理念への配慮
- ◇拠点施設の機能充実と活用
- ◇啓発活動
- ◇意識形成のための教育及び学習の振興・人材育成
- ◇市民等の自発的な推進活動の促進
- ◇積極的改善措置・市附属機関の委員男女数の均衡
- ◇男女共同参画視点の災害対応
- ◇性別等に対する理解促進
- ◇相談・苦情申出への対応